

神奈川大学学生の通称名等使用の取扱いについて

(趣旨)

- 1 この要項は、神奈川大学における学生の通称名及び戸籍とは異なる自認する性別（以下「通称名等」という。）を使用する場合の取扱いに関し必要な事項を定める。

(通称名等が使用できる学生)

- 2 通称名等が使用できる学生は、通称名等使用が必要かつ妥当と判断されたものとする。

(通称名等の使用)

- 3 通称名等は次の各号に掲げる場合に限り、使用することができる。
なお、通称名使用を申請し承認された場合、修学・研究上の氏名はもとより、保証人等への連絡も含め、原則、学生生活上のあらゆる氏名が通称名となる。
 - (1) 性別違和のある学生が通称名等を使用する場合。
 - (2) 外国籍の学生が住民票に記載されている通称名を使用する場合。
 - (3) 婚姻等により改姓した学生が旧姓を使用する場合。
 - (4) その他学長が必要と認める場合。

(通称名等の使用ができない文書等)

- 4 通称名の使用ができない文書等は、次のとおりとする。
 - (1) 法令等の定めにより通称名等の使用が認められないもの。
 - (2) その他通称名の使用を認めることが適当でないと学長が判断するもの。

(通称名等の使用の申出等)

- 5 通称名等を使用したい学生は、通称名等使用申請書に事実を証明する書類を添えて、上記3の(1)についてはダイバーシティ推進室、(2)～(4)については学生課に提出しなければならない。

(通称名等の使用の中止)

- 6 通称名等を使用している学生がその通称名等の使用をやむをえない事情により中止する場合は、通称名等使用中止届を上記3の(1)についてはダイバーシティ推進室、(2)～(4)については学生課に提出しなければならない。

(記録)

- 7 通称名等使用の申出又は通称名等使用中止の届出を受理した場合は、学生課は学籍に関する登録情報の変更を行い、変更履歴を記録するものとする。

(卒業、修了又は退学後の取扱い)

- 8 卒業、修了又は退学時に通称名等を使用していた学生に係る各種の証明書等の申請及び交付については、当該学生が卒業、修了又は退学した後においても通称名等で行うものとする。

(通称名等の使用の証明)

- 9 通称名等使用の学生（卒業、修了した者等を含む。）から、本学の文書等において通称名等使

用を認められている又は認められていたことの証明の依頼があった場合は、証明書を交付するものとする。

9・2 前項に定めるもののほか、通称名等使用に係る戸籍上の氏名等との同一性の証明については、当該学生（卒業、修了した者等を含む。）の自己の責任において行うものとする。

（事務の所管）

10 この取扱いの事務はダイバーシティ推進室及び学生課が行う。

附 則

1 この取扱いは、2023年4月1日から施行する。

2 この取扱い施行の際、現に通称名使用が認められている者については、この規準により承認されたものとみなす。

3 この取扱いの施行前に通称名使用が認められ、卒業等時に通称名使用をしていた者に係る取扱いについては、この規準の取扱いを準用する。